

意見書案第8号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和3年7月2日

大津市議会議長

桐 田 真 人 様

提 出 者	杉 浦 智 子
	立 道 秀 彦
	林 ま り
	柏 木 敬 友 子
	小 島 義 雄

## 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

2019年10月の消費税率10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始められる。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなる。大津市では、2019年度実績で955人が対象者となる（全国シルバー人材センター事業協会統計）。しかし、会員が受け取る配分金は、全国平均で月8日から10日就業した場合、月額3から5万円程度でしかない。多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取り組む状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2021年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

大津市議会議長 桐 田 真 人

内閣総理大臣

財務大臣  
経済産業大臣  
衆議院議長  
参議院議長

あて